

8月までのご回答

内容進捗

第1回ミーティング後アンケート

番号：14

内容

ミーティング議事メモをみて、ごもっともだな、と思う意見もあったりして、皆さん色々思うことはあるよな、と感じました。私もそうでしたが、今までPTA（拡大三役や学年の役員等）の仕事内容がわからない状態でやり始めたり、以前やった人などから聞いたり、色々曖昧なところがあったと思います。きちんと、三役、学年役員の仕事内容や役割、PTA会費が何に使われているかをわかりやすく、書面にすることが大切だと思います。会費のことだけではなく、拡大三役、学年役員等をするか、しないか、もこれからの課題になってくると思います。半田小は特に、（いつからこういう決まりになったのかはわかりませんが）役員しない人がいないように平等に、子供1人につき1回はする、2年ルールもあるので、何か対策（決め事）を作らないといけないかなと思います。

PTA 拡大三役回答

ご提案ありがとうございます。三役、学年役員の仕事内容や役割、PTA会費が何に使われているかをわかりやすく、書面にいたします。これを用いて、PTA活動のPRを実施してまいります。あわせて、子ども1人につき1回の役員実施、2年ルール等の諸ルールについても明確化をいたします。

【その後進捗】

・役員の仕事内容 PTA 会費の用途を、

第3回 PTA ミーティング資料にてお示しします。

・「PTA 役員選出規定（仮）」を新たに作成し、諸ルール of 明記を予定しております。

番号：17

内容

お金の話であれば、PTA 会費ではなく、学校で必要な経費として集めるのはどうでしょうか？

そうすれば入会未入会による費用負担の差はなくなると思いました。

そうなった場合、PTA への入会人数が減ると考えられます。

メリットデメリットではなく、PTA 活動の必要性和参加したくなるような動機づけが必要になると思います。

昔と比べて共働きの核家族世帯が多く、活動に参加する余裕がないのではないかと考えています。

PTA 拡大三役回答

ご提案ありがとうございます。PTA 非加入世帯に対して、PTA 会費相当額を、学校で必要な経費として集めることが可能か、法的な知見も確認しながら、学校側と協議いたします。

また、PTA 活動の必要性の訴求および、参加したくなるような動機付けについて、引き続き検討してまいります。

【その後進捗】

・弁護士先生へ相談の結果、PTA 非加入世帯に対して、PTA 会費相当額を、学校で必要な経費として集めることは難しいことがわかりました。

番号：22

内容

近隣の小学校で既に PTA 自由参加を実施されている学校があるが、そこでの

メリットデメリットを紹介してもらいたい。
PTA 拡大三役回答
PTA 自由参加に係る市内学校の状況を調査し、みなさまへご報告いたします。 【その後進捗】 刈羽小学校へ質問を送付し回答を受領いたしましたが、「三役限り」の条件にてご回答を頂きましたので、どうしても回答をご確認されたい場合には、三役までご相談ください。

番号：26
内容
意見にもあった、PTA 活動を抜粋し、議論すると良いと思います。
PTA 拡大三役回答
ご提案ありがとうございます。今後はPTA 活動を抜粋し、議論してまいります。 【その後進捗】 ・第3回 PTA ミーティングにて、PTA 活動を抜粋し、議論いたします。

番号：30
内容
一般的な仕事をしている人でも参加できるように、夕方からの開催枠も設けるべきだと思う。
PTA 拡大三役回答
夕方からのミーティング開催について、引き続き検討してまいります。 【その後進捗】 第2回 PTA ミーティングにて夕方開催を実施いたしました。今後も、ミーティングにご参加可能な方にはご参加をお願いするとともに、ご参加の難しい方におかれましては、その後の web ア

ンケートにご協力をお願いできれば幸いです。

番号：35
内容
登校班の方達だと学年も様々ですし、顔見知りなので話やすいかなと、全校で集まるのではなく、町内会ごととか小さい集まりだと参加しやすいかなとおもいました。 大人数だと何か疑問などがあっても声は出しにくいと思います。
PTA 拡大三役回答
ご意見ありがとうございます。各地区委員長と、登校班単位での PTA ミーティングの開催可否について協議してまいります。 【その後進捗】 各地区委員長への意見聴取の結果、各地区委員への負担が多大であることから、登校班ごと・町内会ごとの PTA ミーティングは開催しないことといたしました。web アンケートの無記名化により声を出しやすい仕組みといたしますので、こちらにてご意見をいただければ幸いです。

番号：43
内容
PTA 会費分を学校行事運営経費として PTA を通さず徴収することは不可能なのではないでしょうか。教諭負担は増えるかもしれませんが、このままだと PTA の組織存続も危惧されます。金銭負担の不公平感は誰もが納得できないはずです。 PTA だからこそできる活動支援と、保護者として学校が依頼できる活動支援と、整理はできないでしょうか。学校が依頼できる活動支援は非加入保護者に全負担してもらい、活動のための人

足が足りないようなら PTA に協力依頼するとか。 じゃあ、PTA との違いはなに？という別問題にもなるかもしれませんが、やはり金銭的労力的負担は、非加入世帯にもあるべきと思います。
PTA 拡大三役回答
ご提案ありがとうございます。PTA 非加入世帯に対して、PTA 会費相当額を、学校で必要な経費として集めることが可能か、法的な見聞も確認しながら、学校側と協議いたします。 また、PTA だからこそできる活動支援と、保護者としての活動支援の整理につきましては、今後の課題として、学校側と協議いたします。 【その後進捗】 ・いただいたご意見を踏まえ、弁護士先生へ相談した結果、法的な知見から、PTA 非加入世帯から金銭を徴収することは難しいことが分かりました。 ・第 3 回 PTA ミーティングにて、PTA 活動を抜粋し、議論いたします。

番号：45
内容
実際に PTA 運営に参加して、内容と人数配置が適切ではないと感じた。一人でできるような仕事を複数人で行い、余計に時間がかかっている。PTA の存在理由が明確でないために、半強制的な運営参加を余儀なくされ、意欲のないまま参加している人が少なくとも私の周りには多い。
PTA 拡大三役回答
PTA 各役職の仕事内容を洗い出し、内容や人数配置を精査いたします。また、PTA の存在理由につきまして、PTA の理解活動において会則第 2 章（目的および事業）の内容も盛り込み実施し、本会の目的の周知を実施してまいります。

【その後進捗】

・第3回PTAミーティングにて、上記について紹介資料を用いて議論いたします。

番号：46

内容

TA会費がどこにまで使われているのが不透明。PTAがなかった場合、芸術鑑賞会等はできないが、仮にイベントや親子活動等を行うことになりお金が必要ならば、そのときに保護者に知らせて徴収すれば良いのではないかと？

役員をしなければいけないのがほぼ強制なので辛い。

アンケートなのに、なぜ保護者名、児童名を記載しなければいけないのか。せめて学年だけ記載にしてほしい。意見が出しにくい。

PTA 拡大三役回答

各種ご提案ありがとうございます。

PTA会費の使途について、わかりやすくご説明できるように、別途資料を準備いたします。

また、イベント毎に必要な金額を集金することが可能か、学校側と協議いたします。

その他、アンケートの記名制ではご意見が出しにくい旨ご意見を頂きましたことから、次回以降アンケートは無記名制で行わせて頂きます。ぜひまたご意見を頂ければ幸いです。

役員の辛さにつきまして、ご不安を払拭できるよう、PTAの活動についてわかりやすく周知する活動を実施してまいります。

【その後進捗】

・第3回PTAミーティングにて、PTA各役員の活動内容および、PTA会費の使途について紹介資料を準備いたしました。

・ イベント毎の必要な金額の集金は、非加入世帯を対象とした徴収について弁護士先生から法的に難しい旨の見解を頂いたことから、実施は見送らせていただきます。

番号：50

内容

今まで通りの親子活動ではなく、運動会で親子競技などにしたらいいのかなと思いました。

PTA 拡大三役回答

ご提案ありがとうございます。親子活動のありかた、運動会での競技化につきまして、PTA 保健体育部・各学年 PTA および学校と実現可否について協議してまいります。

【その後進捗】

学校との協議の結果、児童の体調に配慮した運動会の開催時間枠の都合により、更なる競技追加が難しいことがわかりました。以上の理由から、運動会での親子競技は実施を見送らせていただきます。

各地区における PTA ミーティング開催に係るアンケート

番号：55

内容

質問の回答に対して個人情報保護が足かせになっているようですが、自分たちで持っていない情報なので出せないのはわかりますがやり方次第でどうにかならないものなのか。例えば情報開示請求として PTA から学校へ依頼を出し必要があれば学校から非加入者本人へ確認・回答依頼し、学校からその回答を個人を特定できないようにして提供してもらうという流れで対応するとか。たぶんただのカタチ上になります

けど。

何かと個人情報って書かれていてみんなが知りたいことが何一つわからないように感じました。いくつかの可能性をもとに検討は必要だけど、特に非加入の本当の理由もわからないのにどうやって加入してもらうか検討するのもどうなんだろうと思います。仮に「面倒くさいから」という理由だけ回答をもらうのならば個人を特定できませんよね？法には抵触しないと思うのですが…。

PTA 拡大三役回答

いただいたご意見を参考に、「PTA」ではなく「学校」の立場から非加入世帯にコンタクトを取っていただき、「役が回ってきたとき、忙しくてやることができない。PTA の集まりにも行くことが難しい。ただ、随時のボランティアならば参加可能。」の理由および、PTA への公開可、PTA による会員への公開可のご回答を頂けた旨とのことでしたので、本回答にて共有させていただきます。

以上